

平成 22 年度 都市税制改正に関する意見

平成 21 年 10 月
全 国 市 長 会

現在、都市自治体は、少子高齢化が進む中で、福祉、医療などの社会保障関係費が急増するとともに、地方が独自に行うべき日常生活に欠くことのできない住民に身近な教育、安全などに係る経費や、社会基盤施設の老朽化対策に係る経費などの財政需要の増大が見込まれている。

本会は、これまで、地方が担う事務と責任に見合う税源移譲を含めた税源配分「5：5」の実現、地方消費税の拡充を含め、安定した市民生活を保証するため偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築などを主張してきたところである。

真に地方が自立していくためには、更なる地方税財源の充実確保を図ることが最重要課題である。そのためには、地方分権改革や税体系の抜本的改革を通じて、国・地方の役割分担を明確化したうえで、税源移譲の推進、地方交付税制度の再構築、国庫補助負担金等の廃止等の「住民自治を可能とする地方税財政制度の構築」を断行し、住民が自らの意思によって地域の行政を決定できるようにすることが重要である。

については、基礎自治体を重視し、地域主権の確立を目指す新政府においては、平成 22 年度の税制改正に当たり、都市自治体の意見を十分に反映しつつ、下記事項について必要な措置を講じるよう要請する。

特に、自主財源としての地方税の充実は、「地域主権」の実現の要諦であり、国税との連携が重要であること等から、税制改正の論議の場となる新たな政府税制調査会に地方六団体の代表が参画するなど、国と地方が対等の立場で協議する仕組みを設けることを強く要請する。

1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

地方分権をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

2 自動車関係諸税の維持確保

自動車関係諸税の暫定税率を含む現行税率は維持することとし、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化防止対策の観点から、代替財源を示すことなく安易な廃止は行わないこと。

3 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。

個人住民税均等割については、これまでの 1 人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

個人住民税における生命保険料控除等については、住民税本来の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除等の人的控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直しを行うこと。

個人住民税の現年課税方式を検討すること。

(2) 法人住民税

法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

法人住民税均等割の税率を引き上げること。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たす等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

商業地等にかかる固定資産税の負担水準は、当該年度の評価額の 70% を上限とする現行の制度を堅持すること。

償却資産は、資産の保有と都市自治体の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

家屋の評価方法は複雑であり、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1：1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和61年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 地方譲与税等

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(8) 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていないので、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により講じること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

(10) 環境関連税制の導入

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

4 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい簡素な制度とすること。

(1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、これを堅持するとともに、その対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとするなど、納税義務者から理解を得られやすい仕組みにすること。

(2) 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

(3) 地方税の電子申告システムの普及及び安定的運営

地方税の電子申告システムについては、都市自治体への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。また、都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供

市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、また自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

特に、平成 23 年 1 月より実施予定となっている所得税の確定申告データの提供に当たっては、提供の期限、提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発に係る都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(5) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度を実施するため、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

併せて、個人道府県民税に係る徴収取扱費交付金についても、システム改修等により増大する賦課徴収経費を算定基礎となる金額に適切に反映させること。

5 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債等の利子に係る非課税制度の創設

地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

6 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化

海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し都市自治体の資金調達の円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税手続きの簡素化等を図ること。

7 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

<御意見>

提出者名	全国市長会
題目	平成 22 年度以降の新たな合併特例法における地方税の特例措置について
【御意見の内容】	
)種別	新しい税制措置に係るもの 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目:) 地方税 (税目:個人住民税、法人住民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税、鉱産税、市町村法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、市町村法定外目的税)
)関係法律条項	市町村の合併の特例等に関する法律 第 16 条
)御意見の詳細	合併の障害を除去するための措置である現行合併特例法第 16 条の地方税に関する下記の特例について、平成 22 年度以降の新たな合併特例法においても引き続き設けることを求めるものである。 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができることとする。 事業所税の非課税団体同士が合併して人口 30 万以上の市となる場合に都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため一定期間政令による課税団体の指定をしないこととする。 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。
)措置を必要とする期間	平成 22 年度以降の新たな合併特例法の有効期限内
)理由(必要性・妥当性)	合併した場合、新市町村において基本的には、税率や税目を同一にする必要があるが、例えば、地方税の税率が異なっている市町村が合併し、直ちに税率を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、旧合併特例法及び現行合併特例法において、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例が設けられてきたところであるが、新たな合併特例法においても、同様の特例が必要である。 また、第 29 次地方制度調査会答申「今後の基礎自治体及び監査・議会

	<p>制度のあり方に関する答申」(平成 21 年 6 月 16 日)において、「市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効であると考えられ、現行合併特例法期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象とした合併に係る特例法が必要である。この法律においては、具体的には、<u>合併の障害を除去するための措置</u>や住民の意見を反映させるための措置(合併特例区、合併に係る地域自治区等)等を定めることが適当である」とされている。</p>
<p>)効果(期待される効果・税収の減収見込額)</p>	<p>自らの判断により合併を進めようとする市町村においては、引き続き、住民等の急激な負担増を避けることが可能となり、円滑な合併の推進が図られる。</p>
<p>)その他参考となる事項</p>	

<御意見>

提出者名	全国市長会
題目	過疎地域における税制上の優遇措置の拡充及び延長
【御意見の内容】	
)種別	新しい税制措置に係るもの 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目: 所得税、法人税) 地方税 (税目: 事業税、不動産取得税、固定資産税)
)関係法律条項	過疎地域自立促進特別措置法第 29 条、同第 30 条、同第 31 条
)御意見の詳細	平成 22 年度以降の新たな過疎対策法においても、以下の税制上の措置を講じること。 (1) 過疎地域外にある一定の事業用資産を譲渡し、当該事業年度に過疎地域内の事業用資産を取得し、かつその1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるとき、譲渡益の 80% について課税の繰り延べを認める措置を継続すること。 (2) 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した個人又は法人の当該償却資産の特別償却の期間を延長すること。 (3) 新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した個人又は法人の当該償却資産を新たに特別償却の対象に加えること。 (4) 特別償却の対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加えること。 (5) 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。
)措置を必要とする期間	平成 22 年度以降の新たな過疎対策法の有効期間内
)理由(必要性・妥当性)	過疎地域において企業を誘致育成するとともに、過疎地域に居住する住民の所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、新たな過疎対策法においても、現行の過疎地域自立促進特別措置法に規定した税制上の優遇措置の拡充及び延長を行うべきである。
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	過疎地域における企業進出、設備投資等について税制上の優遇措置を講じるとは、過疎地域への各種産業の進出を促すものであり、地域経済の強化と地域の自立促進に資する効果がある。

)その他参考となる事項	
-------------	--